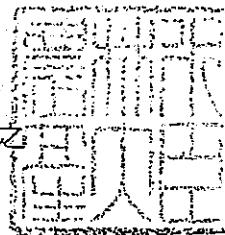


16 消安第 32 号

平成 16 年 4 月 8 日

厚生労働大臣 坂口 力 殿

農林水産大臣 龜井 善之



動物用医薬品の承認に係る意見について

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 83 条第 2 項の規定に基づき、下記の動物用医薬品の承認に関して、同法第 83 条第 1 項により読み替えて適用される同法第 14 条第 2 項第 2 号（残留性の程度に係る部分に限る。）に該当するかどうかについて意見を求める。

なお、本件については、平成 16 年 4 月 8 日付け 16 消安第 31 号にて農林水産大臣から食品安全委員会委員長あて、食品健康影響評価について意見を求めたものであり、添付資料は同一のものである。

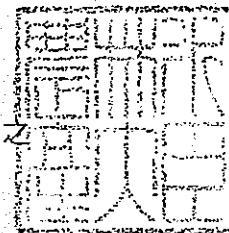
記

1. 鶏伝染性気管支炎ワクチン（“京都微研”、ポールセーバー I B）
2. 豚ボルデテラ感染症精製（アフィニティークロマトグラフィー部分精製）
 - ・豚パスツレラ症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（スワイバック AR コンポ 2）

16 消安第 33 号
平成 16 年 4 月 8 日

厚生労働大臣 坂口 力 殿

農林水産大臣 亀井 善之



動物用医薬品の使用基準の設定に係る意見について

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 83 条の 4 第 3 項の規定に基づき、下記の動物用医薬品についての同条第 1 項の使用者が遵守すべき基準を定めることについて意見を求める。

なお、下記の動物用医薬品の承認については、平成 16 年 4 月 8 日付け 16 消安第 32 号にて意見を求めたものであり、添付資料は同一のものである。

記

1. 鶏伝染性気管支炎ワクチン（“京都微研” ポールセーバー I B）
2. 豚ボルデテラ感染症精製（アフィニティークロマトグラフィー部分精製）
・豚パストレラ症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（スワイバッカ AR コンポ 2）